

新規雇用に伴う借上げ社宅の家賃を助成します

下関市新規雇用促進対策住居費補助金

平成28年4月
創設

市外から転入する新規雇用従業員を借家に入居させる企業に対し補助金を交付することにより、企業の人材確保及び市内の定住促進を図るため、新たな補助金制度を創設しました。

交付対象企業の要件

①業種

- 製造業（植物工場を含む）
- インターネット・データ・センター
- 情報サービス業
- インターネット附随サービス業
- 道路貨物運送業 ■水運業 ■倉庫業
- こん包業 ■自然科学研究所
- 医療に附帯するサービス業
- その他の保健衛生 ■コールセンター業

②借上げ社宅

市内で借家を賃借し、交付対象従業員を入居させていること。

③市税

滞納していないこと。

交付対象従業員の要件

①年齢

基準日（交付申請の年の1月1日）における年齢が35歳未満であること。

②転入

他の市町村から転入し、本市の住民票を有していること。

③雇用契約

転入の日から1月以内に企業に期間の定めなく雇用されていること。

④雇用保険

雇用保険法に規定する被保険者として届出がされていること。

企業負担の
半額補助

補助金額の算定方法

$$\text{交付対象従業員1人当たりの補助金の額} = (A \div B - C) \times 1/2 \times D$$

A：交付対象従業員が居住する借家（部屋）の家賃月額

B：借家（部屋）に居住する従業員の数

C：交付対象従業員が企業に支払う入居費月額

D：基準日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの間に、交付対象従業員が借家（部屋）に居住した月数

【算定上の条件】

- ①補助月額は2万円を上限とする。
- ②対象となる居住月が1月に満たない場合は切り捨てる。
- ③1人の交付対象従業員の算定月数が12月に満たない場合は、通算12月を限度として翌年度に交付できる。

■例1

家賃：40,000円 居住従業員：1人
自己負担：10,000円
新規入居日：4月1日

【当該年度】

$(40,000円 \div 1人 - 10,000円) \times 1/2 \times 9月 = 135,000円$

【翌年度】

$(40,000円 \div 1人 - 10,000円) \times 1/2 \times 3月 = 45,000円$

■例2

家賃：120,000円 居住従業員：2人
自己負担：15,000円
新規入居日：7月1日

【当該年度】

$(120,000円 \div 2人 - 15,000円) \times 1/2 = 22,500円 > 20,000円$
 $20,000円 \times 6月 = 120,000円$

【翌年度】

$(120,000円 \div 2人 - 15,000円) \times 1/2 = 22,500円 > 20,000円$
 $20,000円 \times 6月 = 120,000円$

お問い合わせ

下関市産業振興部産業立地・就業支援課

山口県下関市上田中町一丁目16番3号 TEL：083-231-1357 FAX：083-235-0910
E-mail：sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp